

## 用語集

このページは、SBIグループを取り巻く事業環境について一層のご理解をいただくための補足資料として作成しています。

<b>オルタナティブ投資</b>	オルタナティブ投資とは、上場株式や債券などといった伝統的な資産以外の投資対象や投資手法です。主にプライベート・エクイティ(PE)やプライベート・デット、不動産やインフラなどといった「オルタナティブ資産」と、ペアトレードやロングショート戦略、先物を活用した取引などの「オルタナティブ戦略」に分けられます。一般的にオルタナティブ投資は伝統的な投資対象とは異なるリスク・リターン特性を有しているため、資産運用ポートフォリオに組み入れることによりリスクの分散が期待されます。近年、オルタナティブ投資への注目が高まっており、日本の年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)をはじめとした世界各国の年金基金運用においても取り入れられています。
<b>ステーキングサービス</b>	ステーキングとは、保有する暗号資産をブロックチェーンネットワークに預け入れ、その安定稼働に貢献したとして報酬を受け取る仕組みです。通常、ブロックチェーンのネットワーク形成に必要なブロック生成やトランザクション認証等への関与には高度な専門性が必要とされますが、暗号資産取引所が提供するステーキングサービスを利用することで、個人投資家も間接的にブロックチェーンの維持に貢献することが可能です。暗号資産をインカムゲインの源として活用できることから、近年投資家のニーズが高まりつつあり、当社グループ企業ではSBI VCTトレードやピットポイントジャパンが当該サービスを提供しています。
<b>ステーブルコイン</b>	ステーブルコインとは、法定通貨などの資産を担保とし、価格変動幅を抑えるよう設計された暗号資産の一種で、低コストでの高速取引、改竄耐性といった暗号資産の長所と、価格の安定性や信用力を兼ね備えた次世代の決済手段として有望視されています。世界的に普及に向けた規制整備が進んでおり、米議会で発行・管理方法について明記したGENIUS法案や米ドル建てステーブルコインの規制枠組みを定めたSTABLE法案の審議が行われています。日本においては、2023年に施行された改正資金決済法により、法定通貨に裏付けされた「担保型」ステーブルコインが定義されました。これにより、ステーブルコインの発行主体は銀行・資金移動業者・信託会社に限定され、仲介業者は電子決済手段等取引業としての登録が義務付けられました。なお、海外発行ステーブルコインについては1件あたりの送金額の上限が100万円相当額と定められています。
<b>AML/CFT</b>	Anti-Money Laundering and Combating the Financing of Terrorism(マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策)の略。金融機関はAML/CFTに関するガイドラインや法令を遵守する義務があります。これまで日本は、国際的な査察を行うFATF(金融活動作業部会)の審査によって非常に厳しい指摘を受けており、各金融機関等においても適切な対応・対策の整備が急務の課題となっています。
<b>NISA/iDeCo</b>	NISA(Nippon Individual Savings Account/少額投資非課税制度)とは、2014年から導入された個人投資家のための税制優遇制度です。年間投資枠・非課税保有期間が設定されており、その範囲内においては株式・投資信託等の配当・譲渡益等が非課税対象となります。iDeCo(individual-type Defined Contribution pension plan/個人型確定拠出年金)とは、2001年に可決・成立した確定拠出年金法に基づいて実施されている私的年金制度です。老後の資産形成を目的とした年金制度であることから、税制上の優遇措置が講じられています。NISAは2024年1月より新制度が開始となり、年間投資上限額が引き上げられたほか、非課税保有期間が無期限となるなど、個人投資家が享受できるメリットが大幅に拡大されました。また、iDeCoにおいても2024年12月から一部加入者の拠出限度額が引き上げられました。
<b>ST</b>	ST(Security Token)とは、株式や債券、不動産など様々な実在する資産の価値に裏付けられた「トークン(代用通貨)」であり、ブロックチェーンを活用したデジタル証券として、トークン保有者に収益を分配するなど、セキュリティ(証券)と類似した性質を持ちます。海外におけるSTは各国の金融商品関連法令に準拠した金融商品として発行され、投資家の信頼性や取引の透明性も既存の金融商品と同等に担保されると考えられています。日本でも2020年5月に施行された資金決済法と金融商品取引法の改正法によって、STが金融商品取引法の規制対象であることが明文化されました。STの発行を通じた資金調達であるSTO(Security Token Offering)は、新たな資金調達の仕組みとして注目を集めています。
<b>Web3</b>	「Web3」はブロックチェーンを基盤とした、「分散」「トラストレス」を特徴とする次世代のインターネットのあり方とされています。その前身である「Web 2.0」においては、中央集権型の巨大企業を介さずにはデータを所有・取引することができないため、情報が一箇所に集中することによるセキュリティリスクや、個人情報が巨大企業に独占される等の問題が指摘されていました。「Web3」はインターネットに繋がった複数のユーザーの間で、取引情報を分散管理できるブロックチェーンを用いることで、こうした問題を解消できると考えられています。